

秩父市（災害情報）公式フェイスブックページ運用要領

平成 26 年 10 月 10 日

（目的）

第 1 条 この運用マニュアルは、市が開設する Facebook（以下「フェイスブック」という。）の公式フェイスブックページ（以下「公式ページ」という。）で、市災害に関する情報（以下「情報」という。）を収集するための運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（アカウント）

第 2 条 フェイスブックのアカウントは、公式ページの運用に従事する危機管理課職員が取得するものとする。また、取得したアカウントは、公式ページを使って情報を収集する際に使用する。

第 3 条 アカウント取得に使用するメールアドレスは、危機管理課代表メールアドレスとする。

第 4 条 パスワードは、セキュリティポリシーに基づき定める。

（運営主体）

第 5 条 公式ページの運営主体は秩父市とし、公式ページの管理は危機管理課が行う。

第 6 条 公式ページを運営するにあたって、投稿削除の決定及び公式ページ管理者の選定は、危機管理課長が行うこととし、公式ページ管理者は、情報の収集、投稿削除にかか
る事務を行う。

（掲載内容）

第 7 条 公式ページは、次に掲げるものを掲載するものとする。

- (1) 災害の情報
- (2) その他、危機管理課長が適当と認めたもの

（メールアドレス、パスワードの管理）

第 8 条 公式ページ管理者にかかるアカウントのメールアドレス、パスワードは、従事する危機管理課職員が管理し、他に開示してはならない。

（市以外のフェイスブックページ、アカウントへのコメント及び返信コメントの禁止）

第 9 条 市以外のフェイスブックページ、アカウントへのコメントは行わない。また、公式ページに掲載された内容については、返信コメント（意見や反応等）をしない。ただし、特に危機管理課長が必要と認めるものは、この限りでない。

（市以外のフェイスブックページ、アカウントのシェア及び「いいね」機能使用の禁止）

第 10 条 市以外のフェイスブックページ、アカウントへのシェア及び「いいね」機能は使用しない。ただし、特に危機管理課長が必要と認めるものは、この限りでない。

（市ホームページへの表示）

第 11 条 危機管理課は、公式ページを市ホームページ上に記載し、情報の発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

第12条 危機管理課は、この運用マニュアルを市ホームページ上に記載するとともに、第9条及び第10条の禁止事項を明示する。

(なりすましへの対応)

第13条 危機管理課は、なりすましを発見した場合は、市ホームページ等においてその旨を発信し、なりすましフェイスブックページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(投稿の削除)

第14条 ユーザーによる以下に定める投稿を禁止し、危機管理課は、予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、区または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラムなど
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページなどへのリンク

(遵守事項)

第15条 法令及びこの運用マニュアルを遵守すること。